

会 議 録（概要）

会議の名称	平成２９年度佐渡市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	平成３０年２月２２日（木）１３時３０分開会１５時１５分閉会
場所	佐渡市立中央図書館 ２階 講座室
議題	(１) 平成２９年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況について (２) 平成２９年度地域包括支援センターの事業報告、事業所別重点目標の取組状況及び収支決算見込について (３) 地域包括支援センターの運営について (４) 介護予防支援業務の委託について (５) 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について (６) 地域包括支援センター事業評価の結果について
会議の公開・非公開	公開
出席者	参加者 介護保険サービス事業者、職能団体等関係者、介護保険の被保険者、介護保険以外の地域における相談事業等を担う関係者 計６人 事務局 高齢福祉課地域包括ケア推進室 室長 安達 尚美 佐渡中央地域包括支援センター 管理者姥澤 寿美子 高齢福祉課地域包括ケア推進室 主任 金子 真有美 説明員 ４人
会議資料	資料No.１ 平成２９年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況 資料No.２ 平成２９年度地域包括支援センター事業報告 資料No.３ 佐渡市地域包括支援センター運営方針（案） 資料No.４ 平成３０年度地域包括支援センターの事業計画（案） 資料No.５ 介護予防支援事業委託について 資料No.６ 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について 資料No.７ 地域包括支援センター事業評価の結果について
傍聴人の数	０人
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
事務局	○平成２９年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況（資料１）、平成２９年度地域包括支援センターの事業報告、事業所別重点目標の取組状況及び収支決算見込（資料２）について事務局から説明
A 氏	【質疑応答】 佐渡地域入退院ルールがどのようなもので、どのようにやり取りをしているのかを聞かせてほしい。
事務局	ケアマネジャーが、利用者の入院後３日以内に在宅での状況を決めた書式の情報提供書を病棟に届けるもので、３日経っても届かない場合は、病棟の看護師からケアマネジャーに連絡を入れて入院時情報提供書をもらうことになっている。退院カンファレンスの際は、ケアマネジャーも参加し退院までの間に、必要なサービスを入れたケアプランを作成するルール。このルールについては、年度初めに各事業所・病院に文書で周知している。 また、年に１回、１０月に入退院ルールに基づいて実施した人を対象にアンケート調査を行い、ルールの見直しが必要か、アンケート調査の集計を基に２月頃にケアマネと病棟の看護師代表が集まり、検討もおこなっている。今のところ概ね８割がこのルールにそってやっている。
B 氏	困難事例への対応にあたって、いろいろな機関と連携し、効果的なケースが増えている。困難事例はなかなか上手くいかないケースがあると思うが、何かコツなどあったのか、聞かせてほしい。
説明員	対応が難しいケースは基幹型の中央包括支援センターに相談している。関係機関や地域の方も交えて何回も会議を開催し、訪問を重ねることで少しずつ進展があった。
事務局	この事例は一人暮らしで、自分では動けず、家の衛生状態も悪く、まず生命の危険を心配し受診を勧めたが、受診拒否というケース。ケアマネジャー・民生委員・医療関係者とも相談し、総合事業に当てはめてヘルパーを導入したが、「介護の状態ではない」と判断し受診につなげる為に動いていく中で、昔から知っている地域の人が本人を説得し、救急搬送し入院。その後は施設入所となった事例。
B 氏	制度が変わったので、多少は介入しやすくなったというところがあるのか。
事務局	すぐに解決には至らなかったが、いったん外の人を家の中に入れるという意味で、総合事業の活用ができたケース。

	（平成２９年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況、平成２９年度地域包括支援センターの事業報告、事業所別重点目標の取組状況及び収支決算見込について 承認）
事務局	○佐渡市地域包括支援センターの運営方針（案）（資料No.）について事務局から説明
B 氏	【質疑応答】 何回か出てくる地域支え合い推進員は、ある程度だんだん増えてきているということで受け止めてもいいか、教えていただきたい。
事務局	２９年度から、市で配置している職員。佐渡市全体をコーディネートする推進員が今現在２名。全域の担当を一層のコーディネーターと言う。生活圏域に配置するコーディネーターを、二層のコーディネーターと言い各圏域に１人ずつ配置。東圏域は、ささえあい生協新潟に委託。西と南については社会福祉協議会に委託。中央圏域は、佐渡市で嘱託職員を配置している状況。 介護保険の第７期計画では、３１年度１人、３２年度２人増やす事業計画になっている。
事務局	（佐渡市地域包括支援センターの運営方針（案）について 承認） ○平成３０年度地域包括支援センターの事業計画（事業所別重点目標）及び予算（案）資料No.４について事務局から説明
	【質疑応答】 なし
	（平成３０年度地域包括支援センターの事業計画（事業所別重点目標及び予算（案）について 承認）
事務局	○介護予防支援業務の委託（資料No.５）について事務局から説明
	【質疑応答】 なし
	（介護予防支援業務の委託について 承認）
事務局	○特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価（資料No.６）について事務局から説明
	【質疑応答】 なし （特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について 承認）

事務局	○地域包括支援センター事業評価の結果（資料No.7）について事務局から説明 【質疑応答】
C 氏	自己評価と行政評価の違いを聞かせてほしい。
事務局	自己評価は各包括支援センターで、項目毎に1～4で評価してもらい、行政評価はそれに基づき、実際現場に行き、聞き取りし、どの程度できているかを確認して1～4で評価した。
B 氏	2や1と非常に厳しい項目があるが、この評価が出て次年度に向けて工夫するという意味なのか。
事務局	はい。次年度改善してもらいたい。
A 氏	評価の厳しかった項目が消費者被害の防止や権利擁護で、西包括は、近くに法テラス等があるとの話だったが、地域的な偏りがあるのか気になった。成年後見は高齢者のみならず、ニーズが高いのに担い手がいないことの解決策等はどうしているのか聞かせていただきたい。
事務局	成年後見人の育成は、佐渡市から社会福祉協議会に市民後見人の育成事業として委託している。ただ市民後見人が後見人としてできる範囲がある程度限られている部分があり、今のところ市民後見人は充足できていると考えている。ただ、課題として出てきているのが、専門職の後見人不足である。専門職の人材不足は後見人に限らず、医療現場でも一番深刻な課題で、佐渡市全体の課題でもあり解決策が見えない状況。包括の役割としてはニーズを把握し、働きかけることだと考えている。
C 氏	この評価指標はどこか参考にしたのか、独自で評価したのか、また項目は1つずつか。更に細かいものがあるのか聞かせてほしい。
事務局	事業評価は30年度から開始する事業になると思われる。 今年度、監査委員から委託事業所について委託内容を実施できているかの検査を行っていないと指摘を受けた。また、委託契約書に必要な場合には現場へ行って確認することもできるとなっていることから、今年度事業評価を実施した。評価項目については、まだ、国から示されていないため、先進的に実施している他の市町村のものを参考に、佐渡市独自で実施した。 評価項目は項目ごとに細かくある。 （地域包括支援センター事業評価の結果について 承認）